

①農作物被害防止機器の購入費を補助します

対象 笠間市に住所を有し、市内で農作物の鳥獣被害を防止するために被害防止機器を設置する方

対象機器 電気柵、防護柵等、鳥類被害防止電子機器

補助額 1. 個人設置：購入費の1/4以内

2. 共同設置（3戸以上）：購入費の1/3以内

（個人設置、共同設置ともに限度額 20,000 円／人を限度とし、設置面積が 1ha 以上の場合は 30,000 円／人を限度とする。ただし補助額に 1,000 円未満が生じた場合は切捨てとする。）

3. 非農家設置（家庭菜園等） 購入額の1/5以内

（限度額 10,000 円／人を限度とする。ただし補助額に 1,000 円未満が生じた場合は切捨てとする。）

※1. 個人設置と 3. 非農家設置の方は、市補助額と同額の県補助を受けられます。

申込方法 補助金等交付申請書（農政課窓口備付け）、見積書（単価のわかるもの含）、印鑑（ゴム印不可）をお持ちのうえ、農政課へ申請してください。

※必ず、購入前に申請してください。

申・問 農政課（内線 528）

②入札参加資格の追加受け付けを行います

市が発注する建設工事、建設コンサルタント等の業務委託および物品販売・役務の提供等の入札（見積り）に参加を希望する場合には、市の入札参加資格者名簿への登録が必要です。

市の入札（見積り）に参加を希望される方は、参加資格審査申請書を提出してください。

なお、物品販売・役務の提供等に関しては、市への申請となりますが、建設工事・建設コンサルタント等委託業務に関しては、茨城県入札参加資格共同受付への申請となります。市では、受け付け手続きができませんので、ご了承ください。

入札参加資格者名簿への登載有効期間は、9 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日です。

【建設工事・建設コンサルタント等委託業務】

申込方法 茨城県入札参加資格電子申請システムよりお申し込みください。

申込期間 7 月 2 日（月）～6 日（金）

※申請の要項および申請書等については、6 月中旬に茨城県土木部監理課ホームページでご案内する予定です。ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp>（「土木部監理課」で検索）

【物品販売・役務の提供等】

申込方法 参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、窓口で直接または書留郵便でお申し込みください。

申込期間 7 月 2 日（月）～6 日（金）

受付時間 午前 9 時～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く）

※この期間を過ぎて送達された申請書は受理できませんので、ご注意ください。

※郵送による提出は当日消印有効、信書便による提出は当日通信日付印有効

※申請の要項および申請書等については、市ホームページおよび財政課窓口でご案内しています。

（市ホームページ ⇒ 「参加受付」で検索）

問 財政課（内線 219・220）